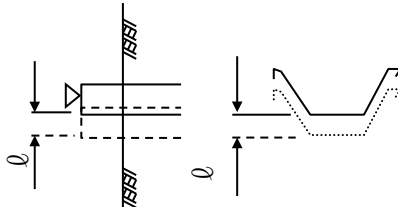
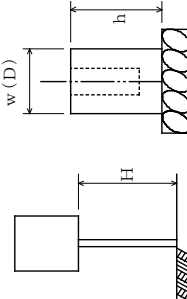
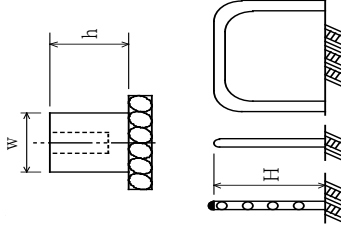
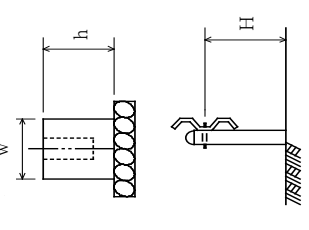
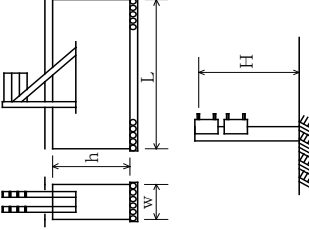
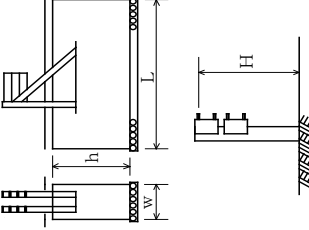


出来形管理基準及び規格値

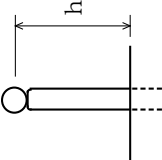
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4
						根入長	設計値以上			
						変位δ	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所／1基 基礎1基毎		3-2-3-6
						基礎	幅w (D)			
							高さh			
							根入れ長			

出来形管理基準及び規格値

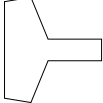
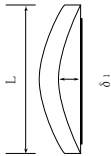
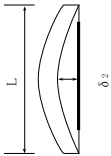
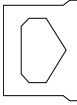
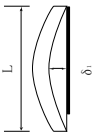
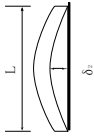
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	
							高さ h	-30	
							パイプ取付高 H	+30 -20	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	
							高さ h	-30	
							ビーム取付高 H	+30 -20	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	
							高さ h	-30	
							延長 L	-100	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8			ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8			基礎	幅 w	-30	
							高さ h	-30	
							延長 L	-100	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8			ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	
						幅 w	設計値以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧 Ⅱ-82「表- Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。	

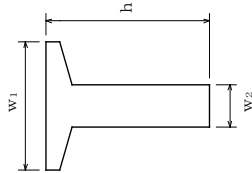
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

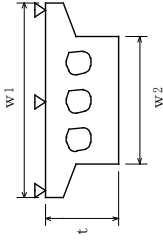
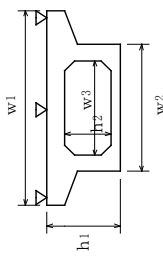
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作 工（購入工） （けた橋）	桁長 L（m）	± L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	  	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ ₁	± 8			
						横方向の曲がり δ ₂	± 10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作 工（購入工） （スラブ桁）	桁長 L（m）	± 10… L ≤ 10m ± L／1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	  	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ ₁	± 8			
						横方向の曲がり δ ₂	± 10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

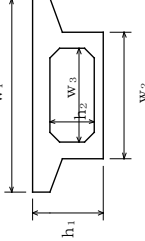
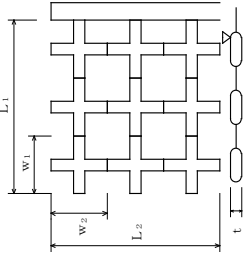
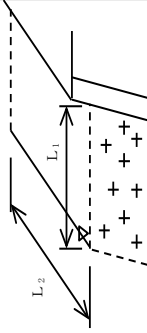
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	13	1	ボストデレンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (下) w_2	±5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ ：支間長 (m)		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

出来形管理基準及び規格値

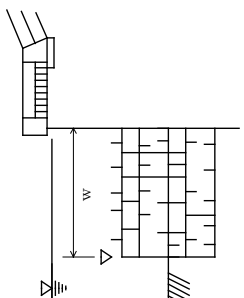
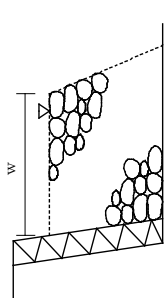
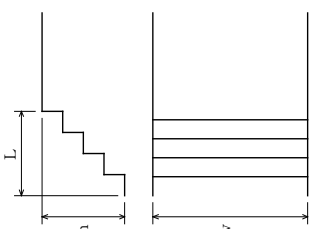
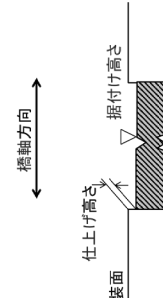
単位：mm							測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的施工種	15	枝番	工 種	P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ケ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ケ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ϕ ：桁長（m）		3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種 25 ㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
							幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
							厚 さ t	$-10 \sim +20$			
							桁 長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的施工種	16	枝番	工 種	P C箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ケ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ケ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ϕ ：桁長（m）		3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種 25 ㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
							幅（上） w_1	$-5 \sim +30$			
							幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
							内 空 幅 w_3	± 5			
							高 さ h_1	$+10$ -5			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的施工種	16	枝番	工 種	P C箱桁製作工	内空高さ h_2	$+10$ -5			
							桁 長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅 (上) w ₁	−5〜+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 φ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボルト（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶり）については、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する										
						幅 (下) w ₂	−5〜+30													
						内 空 幅 w ₃	±5													
						高 さ h ₁	+10 −5													
						内空高さ h ₂	+10 −5													
						桁 長 φ	φ<15…±10 φ≥15… ± (φ−5) かつ −30mm以内													
						3 土木工事共通編	2 一般施工				3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	層 積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-17
																厚さ t	−20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
																幅W ₁ , W ₂	−20			
																延長 L ₁ , L ₂	−200	1 施工箇所毎		
乱 積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		tは根固めブロックの高さ															
	延長 L ₁ , L ₂	− t / 2	1 施工箇所毎																	

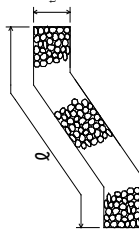
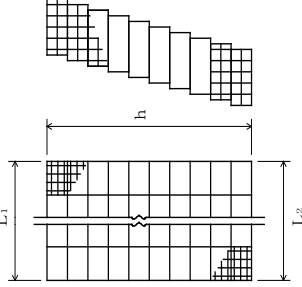
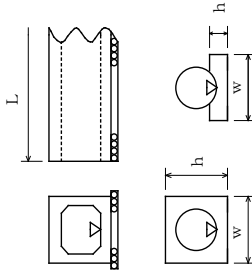
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	基準高▽	±150	1組毎	
						幅w	±300		
						延長L	-200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						幅w	-100		
						延長L	-200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅w	-30	1回／1施工箇所	
						高さh	-30		
						長さL	-30		
						段数	±0段		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	
						表面の凹凸	3		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部に いて橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規で測って凹凸が 3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計 3点 鋪装面 あと打ち コンクリート 仕上げ高さ 橋軸方向 C/L 歯型板面の歯咬み あい割の高低差:咬 みあい部中心A、B 点の差 W ₁ W ₂ C/L
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3	
							表 面 の 凹 凸	3	
							歯型板面の歯咬み合 部の高低差	2	
							歯咬み合い部の縦方 向間隔W ₁	±2	
							歯咬み合い部の横方 向間隔W ₂	±5	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)		仕 上 げ 高 さ	鋪装面に対し 0～-2	高さについては車道端部及び中央部の 3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規で測って凹凸が 3mm以下 橋軸方向 仕上げ高さ 鋪装面 橋軸方向 C/L
							表 面 の 凹 凸	3	
							仕 上 げ 高 さ	鋪装面に対し 0～+3	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積 み)	基準	高 高 ▽	±500	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 橋軸方向 長 長 L 橋軸方向 C/L
						法	長 長	-200	
						延	長 長 L	-200	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法	長 長	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 橋軸方向 長 長 L 橋軸方向 C/L
						厚	さ 厚 t	-0.2 t	
						延	長 長 L	-200	

出来形管理基準及び規格値

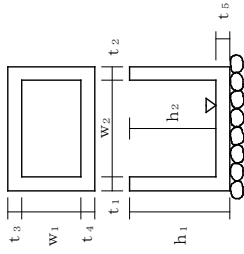
単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 (じやかご)	法長 ϕ	$\phi < 3\text{m}$	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27		
							$\phi \geq 3\text{m}$	-100					
						厚 さ t		-50					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27		
						延長 L_1, L_2		-200					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 プレキヤストカルバート工	28		プレキヤストカルバート工 (プレキヤストボックス工) (プレキヤストパイプ工)	基 準 高 ∇		± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28		
						※幅 w		-50					
						※高 さ h		-30					
						延 長 L		-200					
												1 施工箇所毎	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

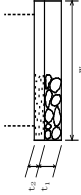
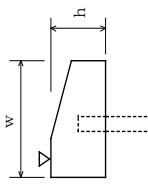
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水樹工		基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 w_1, w_2	-30			
							※高さ h_1, h_2	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工		塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	3-2-3-31	

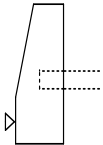
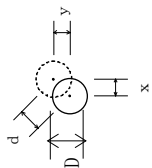
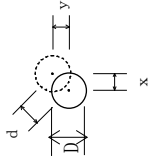
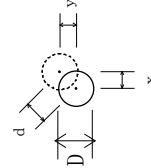
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

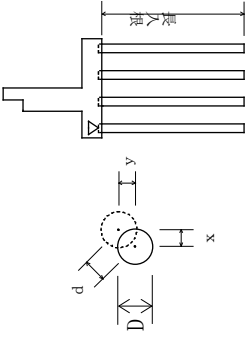
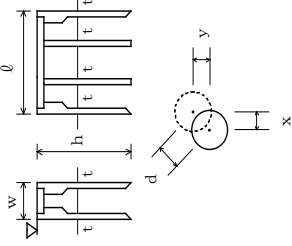
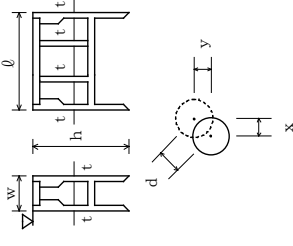
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ	t ₁ ，t ₂ -30			
						延 長	L 各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高	▽ ±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						幅	w -30			
						高 さ	h -30			
						延 長	L -200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

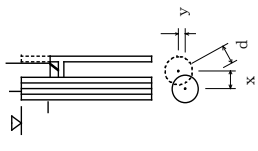
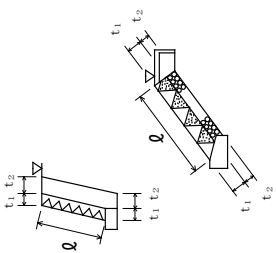
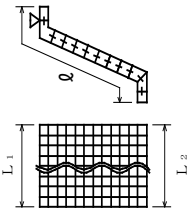
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-5
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計径（公称径） -30以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	
						根 入 長	設計値以上		
						偏 心 量 d	150以内		
						傾 斜	1/50以内		
						基 礎 径 D	設計径（公称径） 以上※		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オーブンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	
						ケーソンの長さℓ	−50		
						ケーソンの幅 w	−50		
						ケーソンの高さh	−100		
						ケーソンの壁厚t	−20		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	
						ケーソンの長さℓ	−50		
						ケーソンの幅 w	−50		
						ケーソンの高さh	−100		
						ケーソンの壁厚t	−20		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	偏 心 量 d	300以内		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		3-2-4-9	
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300以内				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ（ブロック積張） t ₁	-50				
						厚さ（裏込） t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連筋ブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法 長 ℓ	-100				
						延長 L ₁ , L ₂	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	一般 施工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		
3	2	一般 施工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						法長 ϕ	-50		
						厚さ (ブロック) t_1	-100		
						厚さ (裏込) t_2	-50		
3	2	一般 施工	5		石積 (張) 工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						法長 ϕ	-50		
						厚さ (石積・張) t_1	-100		
						厚さ (裏込) t_2	-50		
3	2	一般 施工	5		石積 (張) 工	延 長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
厚 さ	－45	－45	－15	－15											
幅	－50	－50	—	—											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナ を用いた出来形管理要領（舗装工 事編）（案）」、「地上移動体搭載 型レーザースキャナを用いた出来 形管理要領（舗装工事編）（案）」 または「T S（ノンプリズム方式） を用いた出来形管理要領（舗装工 事編）（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±10mmが含まれてい る。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし 、全ての点で標高値を算出する。計 測密度は1点／m2（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ＋直下 層の標高較差平均値＋設計厚さか ら求める高さとの差とする。この 場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等 を描いた上での管理が可能な工事 をいはい、舗装施工面積が10,000 m2以上あるいは使用する基層およ び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000 m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X 10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値						測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均								
							中規模 以上		小規模 以下		中規模 以上					小規模 以下	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下							
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差					3-2-6-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7		5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	6	7	6	7	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	—15	—20	—5	—7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事を行 い、舗装施工面積が10,000㎡以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	3-2-6-7
幅	—50	—50	—	—												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均											
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下									
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	-36	小規模 以下	-45	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一 本を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
					幅	－25	－25	－	－							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	厚さあるいは 標高較差	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザーガイスタナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキヤナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m2以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	—7	—9	—2	—3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一 を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-7
幅	—25	—25	—	—									
平 坦 性	—		3m ² プロファイルゲ (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工		アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナ」を 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナ」を用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-7	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは は標高較差	±90	±90	+40 -15	+40 -15	+50 -15	1．3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、そ の他本基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形 管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-8	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均								
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下							
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	セメント（石灰）安定処理工	厚さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	—50	—50	—								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均								
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2 (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でき、規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値						測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	—15	—20	—5	—7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
				幅	—50	—50	—	—							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均										
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下								
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	8	8	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TSS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	—9	—12	—3	—4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	—25	—25	—	—				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工		半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	—7	—9	—2	—3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡毎に1個の割でコア一 書を採用して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-8		
						幅	—25	—	—	—					
						平 坦 性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1・ 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナ」を 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2・ 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3・ 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4・ 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5・ 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事を行い、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-8

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	—45	—45	—15	—15	—15				
						幅	—50	—50	—	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1．3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）」を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-9	
2	一般施工	厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
					幅	—50	—50	—	—							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナ」を 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナ」を用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「TS （ノンプリズム方式）」を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安 定処理工	厚 さ	—25	—30	—8	—10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を 採取もしくは掘り起こして測定。ただ し、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができ る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
幅	—50	—50	—	—	—											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	—15	—20	—5	—7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。	3-2-6-9
幅	—50	—50	—	—												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	—9	—12	—3	—4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
					幅	—25	—25	—	—						

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均					
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡毎に1個の割でコア一 書を採用して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-9
							-25	-25	—	—			
							—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き)				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TSS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)			測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割 りで測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り 起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長80m以下の間隔で測定することが できる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事は、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下					
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TSS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10	
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15				
							厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	+90 -70				+50 -10
								t ≥ 15cm	±90				+50 -15
									3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。				
									4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。				
									5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				
									※歩道舗装に適用する。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	－9	－3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10	
						幅	－25	－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下				
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	中規模 以上	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能ない工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-10

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	11	1	グーアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	
						幅	－50	－50	－	－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	11	2	グーアスアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザーサーキヤナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキヤナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「TS （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、そ の他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能ないし、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	2	一般舗装工	11	3	グーラススファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					幅	－25	－25	－	－																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	11	4	グー スア スア スフ アル ト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザーガイ スチャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レー ザーガイスチャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づく出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい 、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	5	11	グーラスアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡毎に1個の割でコア一 書を採用して測定。ただし、幅は設計図 書の測定点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
									幅	－25	－25	－	－			
									平 坦 性	—		3m ² プロファイルメー (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	11	6	グーラスアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、そ の他本基準に規定する計測精度・計 測密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事を行い、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
													コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
									厚さあるいは は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						幅	-50		—				
												コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

單位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							-55	-66	-8				
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差					1．3次元データーによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長80m以下の間隔で測定することがで きる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値(X ₁₀)について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12
		幅	-50		-										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2 (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層)	厚 さ	—9	—12	—3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一 書を採用して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-12
										コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。					
										—25	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm															
編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
						個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
						中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm														
編	章	節	条	枝番	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	土木工事共通編	2	一般舗装工	6	一般舗装工	9	12	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁の測定する。ただし、幅は設計図書の測定にらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しななければならない。 データ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
									幅	-25	—			
									平坦性	—	コンクリート の硬化後 3mプロファイル メーターにより 機械舗設の 場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場 合(σ)3mm以下			
									目地段差	±2				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形 管理要領 (舗装工事編) (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm														
編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
						個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起し、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しななければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
								厚 さ	-45		-15			
								幅	-50		—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
								中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザーザスキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「TS （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12
						厚さあるいは は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	—				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚	さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値（X ₁₀ ）について満足し なければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-12
									幅	—50	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1．3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝 青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一 を採取もしくは、掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長80m以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足し なければならぬ。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-12
									幅	-50		—			

出来形管理基準及び規格値

单位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (軽圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8	1．3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザーキャナーを 用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領 (舗装工事編) (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一 を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値（X10）について満足し なければならぬ。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
		6	一 般 舗 装 工	12	幅	－25		－					
				17									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	12	18	12	18	12	3-2-6-12	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
					コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-27	-3	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
								中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3	土木工事共通編	2	一般舗装工	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚さ	－15	－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付け後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しななければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	
						幅	－35	－					
						平坦性	－	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメータにより(σ)2.4mm以下。					
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				
							コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm														
編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
						個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				小規模 以下	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 施 工	6	一般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナ」を 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）」を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-12
									平 坦 性	—	転圧コンク リートの硬化 後、3m ² 平方 メートルにより (σ)2.4mm以下			
									目地段差	±2				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値					測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13		
						厚 さ	-45		-15					
						幅	-50		-					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13		
						幅	-50		-					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均					
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚	さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
							幅		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚	さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア採取して測定。	3-2-6-13
							幅		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚	さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア採取して測定。	3-2-6-13
							幅		中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

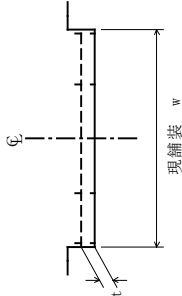
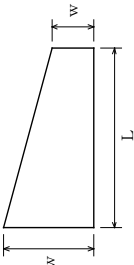
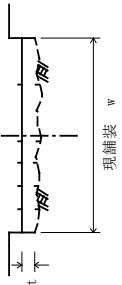
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
								—45	—15	—			
								—50	—	—			
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14
								—50		—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚	さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを 採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅		-50	-				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚	さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅		-50	-				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚	さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。		3-2-6-14
						幅		-25	-				

出来形管理基準及び規格値

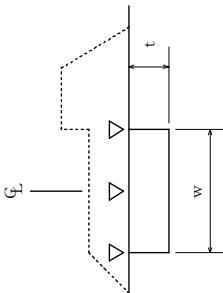
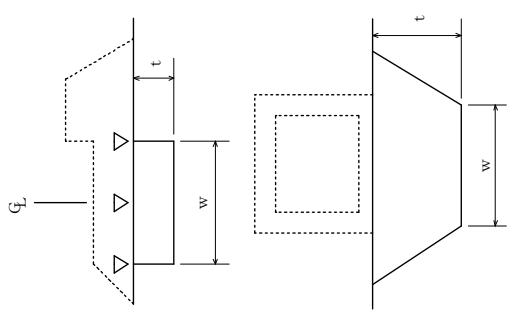
単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所／1施工箇所		3-2-6-16	
						延長L	-100				
						厚さt	該当工種				
						幅 w	-25				
						延長L	-100				
						厚さt	該当工種				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	厚 さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17	
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—				
							3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

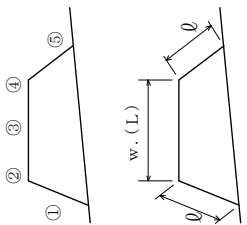
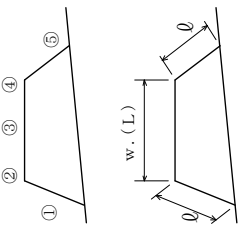
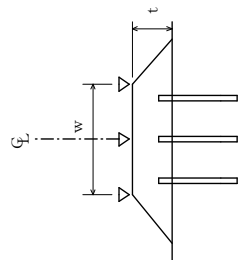
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザーヤナナーを 用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領 (舗装工事編) (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオー バーレイ後の標高値との差で算出す る。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、オーバーレイ後の目標高さと オーバーレイ後の標高値との差で算出 する。	3-2-6-17	
						平 坦 性	—	3m ² 以下の標高値 (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下			

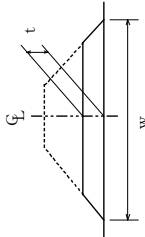
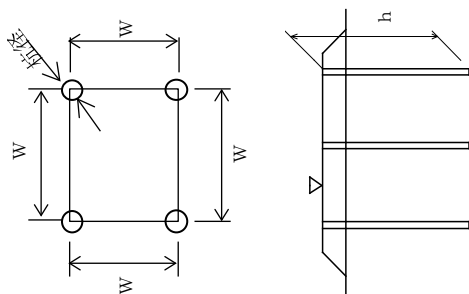
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合、全体改良範囲図を用いて、施工厚さは、全端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。	
						施工厚さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	
						置換厚さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		

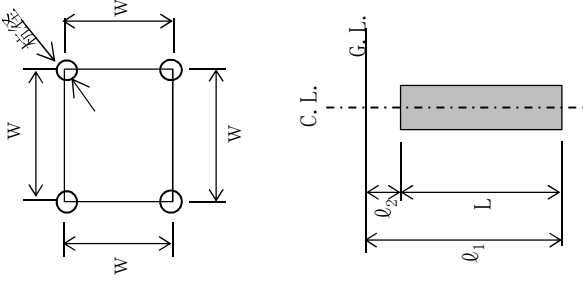
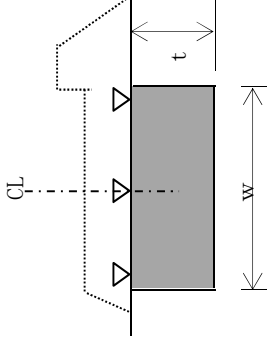
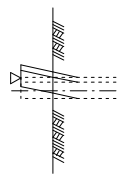
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	
						法 長 θ	-500		
						天 端 幅 w	-300		
						天端延長 L	-500		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	
						法 長 θ	-500		
						天 端 幅 w	-300		
						天端延長 L	-500		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	
						厚 さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		

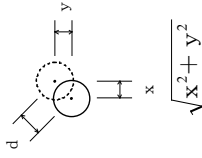
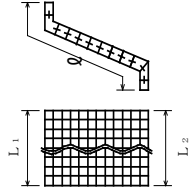
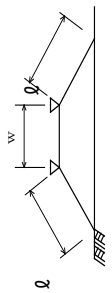
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	
						幅 w	－100		
						延 長 L	－200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションパイプ工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 全本数 全本数 計器管理にかえることができる。	
						杭 径 D	設計値以上		
						打 込 長 さ h	設計値以上		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションの砂投入量	—		
※余長は、適用除外									

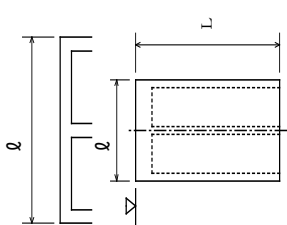
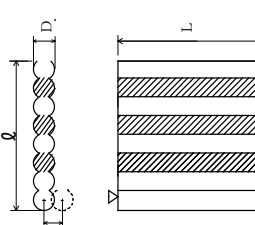
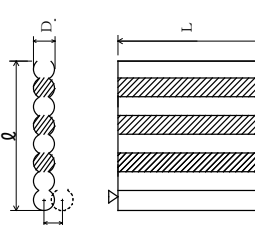
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	
						位置・間隔 w	D/4以内		
						杭 径 D	設計値以上		
						深 度 L	設計値以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	(中層混合処理) 固結工	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1ヶ所、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出 来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理 要領(表層安定処理等・中層地盤改良 工事編)(案)」による管理の場合 は、全体改良範囲図を用いて、施工厚 さt、幅w、延長Lを確認(実測は不 要)。	
						施工厚さ t	設計値以上		
						幅 w	設計値以上		
						延 長 L	設計値以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所。延長40 m(又は50m)以下のものは、1施工 箇所につき2ヶ所。	
						根 入 長	設計値以上		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $\varnothing$	設計深さ以上	全数	
						配 置 誤 差 d	100		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\varnothing$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						延長 L_1 L_2	-200	1 施工箇所毎	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						天 端 幅 w	-100		
						法 長 $\varnothing$	-100		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						連壁の長さ l	-50		
						変 位	300		
						壁 体 長 L	-200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						連壁の長さ l	-50		
						変 位 d	D/4以内		
						壁 体 長 L	-200		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	構造費（金属支保工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	+2 -0	製品全数を測定。	
						中心距離	センサーボスを基準にした孔位置のずれ		
							≤1000mm		
							センサーボスを基準にした孔位置のずれ		
							>1000mm	1.5以下	

次頁に続く

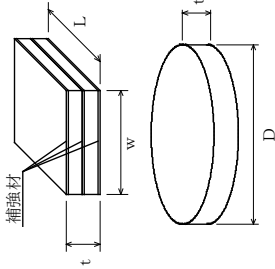
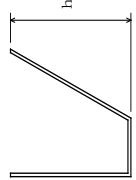
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	構造費（金属支保工）	アンカーボルト用孔（鑄放し）	孔の直径 ≤100mm +3 -1	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		3-2-12-1
							>100mm +4 -2			
						孔の中心距離	JIS B 0403 CT13			
						センターボス	ボスの直径 +0 -1			
							ボスの高さ +1 -0			
						上省の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13			
						全移動量 ϕ	$\phi \leq 300\text{mm}$ ± 2			
							$\phi > 300\text{mm}$ $\pm \phi / 100$			
						組立高さ H	上, 下面加工仕上げ ± 3			
							コンクリート構造用 H $\leq 300\text{mm}$ ± 3			
							H $> 300\text{mm}$ (H / 200 + 3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2) JIS B 0403 CT14			
							鑄放し肉厚寸法 ※1) JIS B 0403 CT15			
							削り加工寸法 JIS B 0405 粗級			
							ガス切断寸法 JIS B 0417 B級			

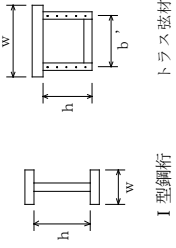
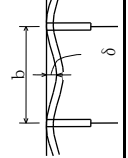
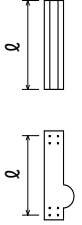
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D ≤ 500	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		3-2-12-1
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0～+1%			
							1500 < w, L, D	0～+15			
						厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5			
							20 < t ≤ 160	±2.5%			
							160 < t	±4			
						平面度	w, L, D ≤ 1000mm	1			
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所 で測定。		3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	刃 口 高 さ h (m)	±2… h ≤ 0.5 ±3… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4… 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所 で測定。		3-2-12-1
								外周長 L (m)			

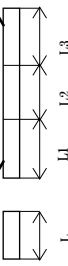
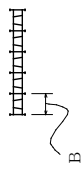
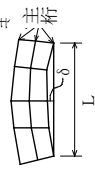
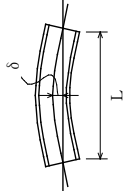
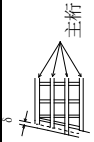
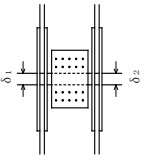
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要								
									鋼桁等	トラス・アーチ等										
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。		3-2-12-3									
								$\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$												
								$\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$												
								$\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$												
								板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁及びト ラス等の部 材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		3-2-12-3							
									箱桁及びト ラス等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	$b/150$										
								部 材 精 度								フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。		3-2-12-3
								部 材 長 l (m)		鋼桁	$\pm 3 \cdots \theta \leq 10$ $\pm 4 \cdots \theta > 10$									
										トラス、 アーチなど	$\pm 2 \cdots \theta \leq 10$ $\pm 3 \cdots \theta > 10$			主要部材全数を測 定。 θ : 部材長 (mm)		3-2-12-3				
								圧縮材の曲がり δ (mm)		$\theta/1000$	—									
※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値の h , b , w に代入する数値は mm 単位の数値とす る。																				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

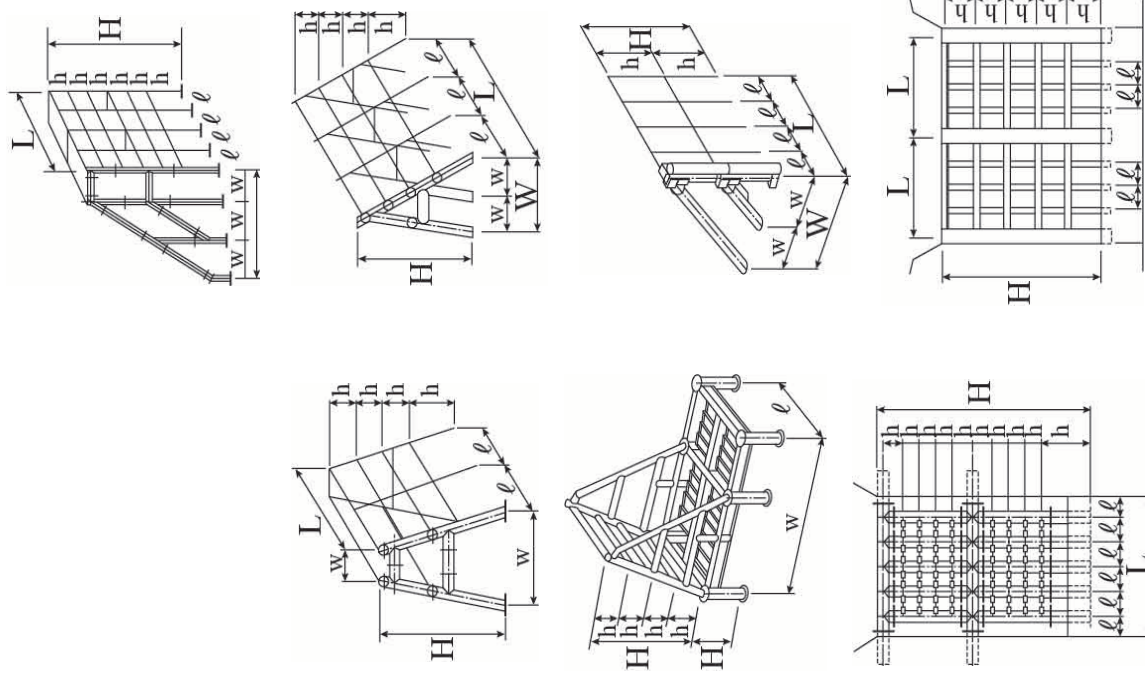
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。		単径間の場合 多径間の場合 	3-2-12-3
						主桁、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots \cdots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots \cdots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots \cdots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots \cdots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10～12 m 間 隔 を 測 定。 L：主桁の 支間長 (m)			3-2-12-3
						主桁、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-2-12-3
						主桁、主構の鉛直 度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を 支点及び支間中央 付近を測定。 h：主桁の高さ (mm)			3-2-12-3
						現場継手部のすき 間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、す き間の許容範囲の下限値を0mmとす る。（例：設計値が3mmの場合、すき 間の許容範囲は0mm～8mm）			3-2-12-3
						※規格値のL、B、h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w / 2)…… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-3
						腹板高 h (m)				
						板 の 平 面 度 δ (mm)	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
						箱桁等のフ ランジ鋼床 版のデット プレート	b / 150			
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	主要部材全数を測定。		
部 材 精 度						部 材 長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10			
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm 単位の数値とする。										

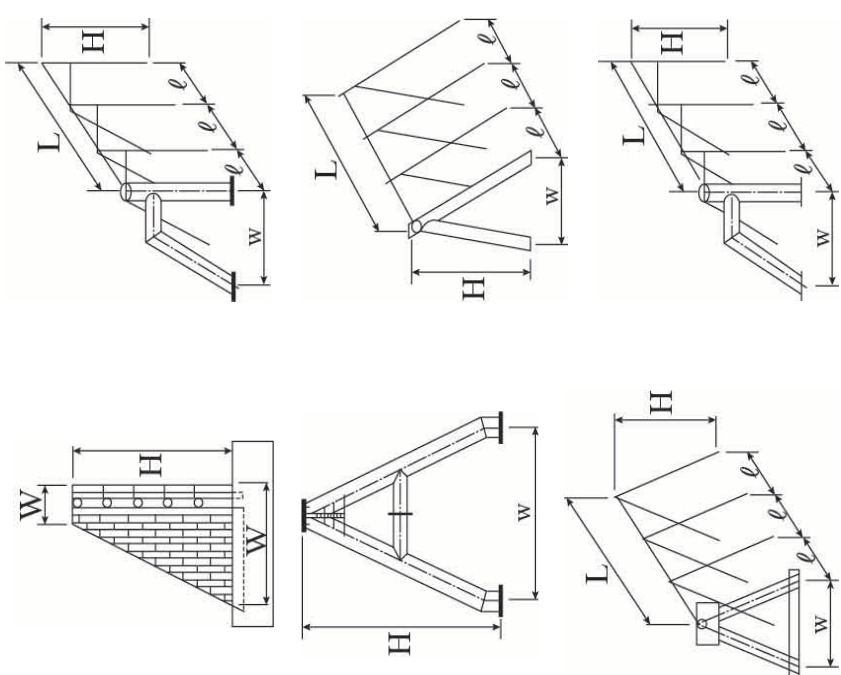
出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H/500			

次頁に続く

次頁に続く

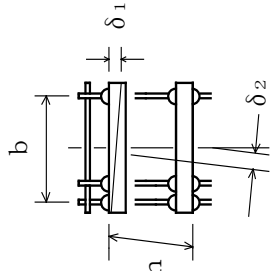
出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3		土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	12	工 場 製 作 工 共 通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))		3-2-12-3

出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4			部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0～+30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設 計 値 ± 4			
								フィンガーの食い違い δ_2 (mm)		± 2	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h/500$	
							高さ h (mm)	± 5	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	フ ラ ン ジ 幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2..... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) ... 2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。	
						部 材		各支点及び各支間中央付近を測定。	
						部材長ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	
					仮組立時	主桁のそり δ	-5 ~ +5 ...L ≤ 20 -5 ~ +10 ...20 < L ≤ 40	各主桁について10～12m間隔を測定。	
					部 材	部材長ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	図面の寸法表示箇所を測定。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		銅製排水管製作工				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	11		工場塗装工		塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm					摘 要					
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3	2	13			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （クレーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラバークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L_n (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+L_n/5)$	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L ：主桁・主構の支間長 (m)		
						そ り δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L ：主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の中心間 距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	± 10	どちらから一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h ：主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の $1/2$ を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値の L, B に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

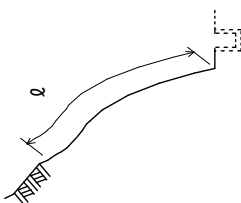
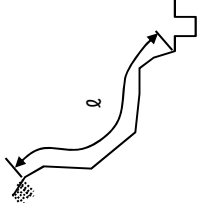
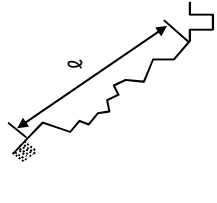
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。	3-2-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。	
						そ り	—	主桁を全数測定。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法 長 $\varnothing$	$\varnothing < 5\text{m}$ $\varnothing \geq 5\text{m}$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2
						盛土法 長 $\varnothing$	$\varnothing < 5\text{m}$ $\varnothing \geq 5\text{m}$	「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							法長の—4% —100		
							法長の—2%		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	延 長 L	—200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	

出来形管理基準及び規格値

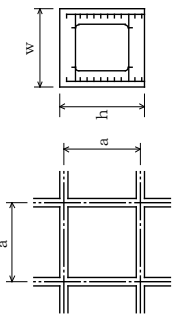
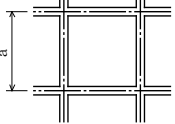
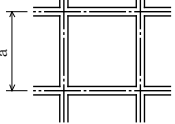
単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)			施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2
						法 長 ℓ	-200		
						$\ell \geq 5\text{m}$	法長の－4%		
						厚 さ t	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	-20		
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	

出来形管理基準及び規格値

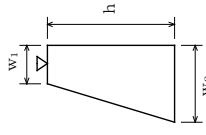
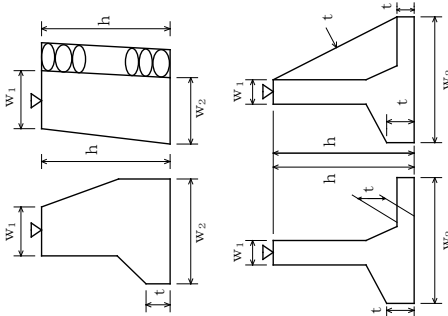
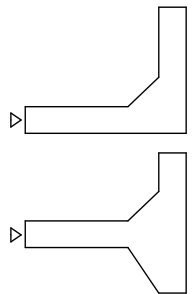
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	−50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3
								$\ell \geq 3\text{m}$	−100			
							厚 さ t	$t < 5\text{cm}$	−10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
								$t \geq 5\text{cm}$	−20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
							延 長 L	−200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来の管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

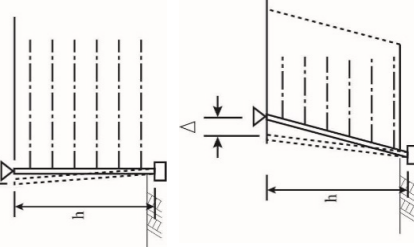
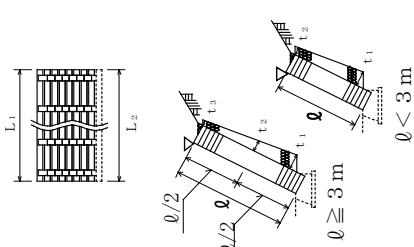
出来形管理基準及び規格値

単位：mm									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	
							$\ell \geq 10\text{m}$		
						幅	w	枠延長100mにつき 1ヶ所、枠延長100m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	
						高	さ h		
						枠中心間隔	a		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法砕工 (ブレキヤスト法砕工)	延	長 L	1 施工箇所毎	
						法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	
							$\ell \geq 10\text{m}$		
						延	長 L	1 施工箇所毎	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ	ℓ	設計値以上	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						配置誤差	d	100	
						せん孔方向	θ	± 2.5 度	
								全数	

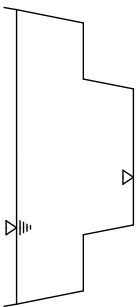
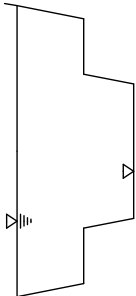
出来形管理基準及び規格値

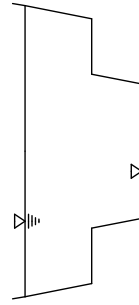
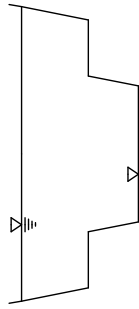
単位：mm																								
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要														
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1														
						厚 さ t	-20																	
						裏 込 厚 さ	-50																	
						幅 w ₁ , w ₂	-30																	
						高 さ h	-50																	
						延 長 L	-100																	
						1 施工箇所毎						1 施工箇所毎		3-2-15-2										
															延 長 L	-200								
															基 準 高 ▽	±50								
															延 長 L	-200								
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキヤスト擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2														
						延 長 L	-200																	
						1 施工箇所毎						1 施工箇所毎												

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事 共通編	2	擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	
							高 さ h	-50				
							鉛 直 度 △	-100				
							控 え 長 さ	±0.03 h かつ ±300以内				
							延 長 L	設計値以上	1 施工箇所毎			
3	土木工事 共通編	2	一般施工	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
							法 長 φ	-50				
							φ < 3 m	-100				
							厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50				
							延 長 L ₁ , L ₂	-200	1 施工箇所毎			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm																				
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽			延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3									
												電気船	200ps	-800～+200						
													500ps	-1000～+200						
												ディーゼル船	1000ps	-1200～+200						
													250ps	-800～+200						
													420ps 600ps	-1000～+200						
													1350ps	-1200～+200						
						幅			-200											
						延長			-200											
						3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽			延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3			
																		基準高▽	基準高▽	+200以下
																			幅	-200
延長	-200																			
幅																				
延長																				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3． 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3
						標高較差	0以下	+400以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20		基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所 (支点付近) で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に 1 ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2
						幅 w	0～+30				
						厚 さ t	－10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄 筋 間 隔	±20				
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				